

〔平成13年6月8日〕
関東財務局

せいか信用組合及び東京中央信用組合について

1. せいか信用組合及び東京中央信用組合については、本日、預金保険法第74条第1項の規定に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等が行われたところである。
2. 両信用組合の業務については、金融整理管財人による管理の枠組みの下で、今後も従前通り行われることとなり、預金等負債については全面的に保護されるとともに、善意かつ健全な借り手への融資については、きめ細かな対応が図られることとされているので、利用者におかれては、心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。
3. また、金融庁・関東財務局としても、両信用組合の取引先が資金調達に支障を来たすことのないよう、今後早急に、政府系金融機関、信用保証協会や民間金融機関等に対し、協力を要請することとしている。
4. 関東財務局としては、金融整理管財人による両信用組合の業務運営が円滑に行われるよう、関係機関と連携を図りつつ最大限の協力を行ってまいりたい。
5. なお、社団法人東京都信用組合協会においては、協会内に設置した「経営基盤安定・強化委員会」において、会員信用組合等の協力も得つつ、両信用組合の事業譲渡先の確保等に万全を期すべく協議を行うと聞いている。